

XII その他

1 産業労働関連の調査結果

県やその関係機関では、産業労働に関する各種調査を行っています。

調査結果は各種施策に生かされているほか、希望者が閲覧できるようにしています。詳しくは、問合せ先までご連絡ください。

調査名	概要	問合せ先
中小企業景況調査	県内中小企業の売上、採算、資金繰り、設備投資動向などの業況を4半期ごとに把握したもの	愛知県経済産業局産業部 産業政策課 (052)954-6330
工場立地動向調査	用地取得時点での工場立地件数・面積を調査したもの	愛知県経済産業局産業部 産業立地通商課 (052)954-6342
工場適地調査	工場の建設に適した用地の立地条件を調査したもの	愛知県経済産業局産業部 産業立地通商課 (052)954-6342
愛知県内貿易港の輸出入動向調査	県内の貿易港(名古屋港、衣浦港、三河港、中部国際空港)における輸出入動向を集計したもの	(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 国際ビジネスグループ (052)715-3065
愛知県内企業の海外事業活動調査	県内に本社を置く企業の海外への進出状況など、海外事業活動の動向を調査したもの	(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 国際ビジネスグループ (052)715-3065
愛知県貿易関係企業データベース調査	県内に事業所を置く貿易関係企業・機関の会社概要や取扱商品・サービス内容等を調査したもの	(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 国際ビジネスグループ (052)715-3065
労働組合基礎調査	県内労働組合の組合数、組合員数、組織系統等の実態を調査したもの	愛知県労働局労働福祉課 (052)954-6359

2 特定非営利活動法人（NPO法人）を設立するには

(1) 特定非営利活動促進法（NPO法）

民間非営利団体のうち、法律で定められた一定の要件を満たしたものに法人格を与えることを目的とした法律で、1998年12月1日に施行されました。「NPO」とは Non-Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳され、営利を目的とせず、自主的・自発的に公益的な活動を行う団体のことを指します。

(2) 法人格を得るための主な要件

法人格を得るための主な要件は、「営利を目的としないこと」「特定非営利活動を主たる目

的とすること」です。「特定非営利活動」とは、「保健、医療、福祉」「社会教育」「まちづくり」「観光の振興」「農山漁村・中山間地域の振興」「学術、文化、芸術、スポーツ」「環境」「災害救援」「地域安全」「人権擁護、平和推進」「国際協力」「男女共同参画」「子どもの健全育成」「情報化社会の発展」「科学技術の振興」「経済活動の活性化」「職業能力の開発、雇用機会の拡充支援」「消費者の保護」「NPO 援助」等の分野の活動に該当し、不特定かつ多数のものの利益(公益)の増進に寄与することを目的とするものです。

(3) 法人格を得ることによるメリット

団体が事務所を借りたり銀行口座を開設する場合に、法人格を持たない団体(任意団体)は、代表者個人の名義で行わなければなりませんし、また、土地などの資産を所有している場合は、代表者の個人名義ですと、代表者が死亡した場合に相続税が課せられてしまいます。法人格を得ると、法人の名義で契約を結ぶことなどが可能となり、個人と団体との法律的な責任が明確に区分されることになります。

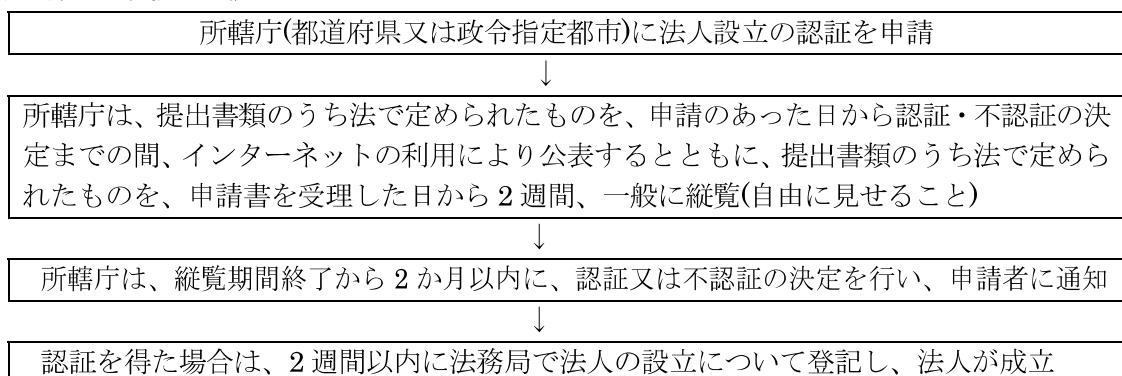
(4) 法人格を得たことにより生じる主な義務

活動内容の透明性を確保するため、事業報告書、計算書類などを公開しなければなりません。また、社会の一員として、法人税、法人住民税などの税を納める必要が生じますし、職員を雇うのであれば、雇用保険や社会保険の手続きも必要になります。

(5) 法人格を得るための手続き

定款(団体の規約)、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書など法律で定められた書類を作成し、団体の主たる事務所が所在する都道府県の知事(政令指定都市のみに事務所がある場合には政令指定都市の長)に申請し、認証を得た上で登記することによって、特定非営利活動法人として成立します。

●法人設立の手続きの流れ



(6) 認定NPO法人制度の概要

NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして所轄庁の認定を受けた法人は、認定 NPO 法人となります。認定 NPO 法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。

■あいちNPO交流プラザのホームページ <https://www.aichi-npo.jp/>

問合せ先

あいちNPO交流プラザ(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課) 電話 (052) 961-8100

3 労働者協同組合について

(1) 労働者協同組合法とは

労働者協同組合法は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな法人組織である「労働者協同組合」について、その設立、管理、その他必要な事項を定めた法律です。

当該法律は、労働者協同組合により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものであり、2022年10月1日に施行されました。

(2) 労働者協同組合の基本原理その他の基準及び運営の原則

①労働者協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げる基本原理に従い事業が行われることを通じて、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とするものでなければならないこと。

- ・組合員が出資すること
- ・その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること
- ・組合員が組合の行う事業に従事すること

②組合は、①のほか、次に掲げる要件を備えなければならないこと。

- ・組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- ・その行う事業に従事する組合員との間で労働契約を締結すること
- ・組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること
- ・組合との間で労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること
- ・剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと

(3) 企業組合又はNPO法人から労働者協同組合への組織変更

この法律の施行の際、現に存する企業組合又はNPO法人は、施行後3年以内に限り、総会の議決により、その組織を変更し、組合になることができます。

問合せ先

愛知県労働局労働福祉課

電話(052)954-6359

4 人権問題・部落差別（同和問題）について

日本国憲法では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、一人ひとりの基本的人権を保障しています。

しかし、残念なことに私たちのまわりでは、女性や障害者、外国人、性的少数者に対する差別など、偏見や誤解による人権侵害が少なくありません。とりわけ、わが国固有の人権にかかる重大な社会問題に部落差別（同和問題）があります。

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来し、結婚や就職などの社会的関係で、現代社会においても「被差別部落」や「同和地区」などと呼ばれる地域に生まれたり、そこに住んでいるだけで、差別されることがあるという重大な社会問題です。

憲法が保障した基本的人権の理念を実現するため、部落差別（同和問題）は必ず解決しなければならない課題です。そのためには、私たち一人ひとりが身のまわりの不合理や矛盾に気付き、一つひとつ解決する努力を積み重ねていくことが必要です。今一度、人権の尊さについて考え、差別や偏見のない明るい社会づくりを心がけましょう。

愛知県人権尊重の社会づくり条例においても「部落差別の解消に向けた取組の推進」を個別の人権課題として規定し、県は、部落差別（同和問題）についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発等を進めていくこととしています。

県人権推進課では、人権問題・部落差別（同和問題）を正しく理解していただくため、「あいち人権センター」において人権啓発パンフレット等の作成・配布や人権啓発図書及びDVD等の貸出しを行い、部落差別（同和問題）を始めとするさまざまな人権問題の解決を目指しています。また、人権相談窓口を設置し、人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口の案内等実施しています。

そのほか、県経済産業局中小企業部では、事業者向けの人権啓発セミナーの開催、経営指導員による経営改善普及事業、県労働局では公正な採用選考のための啓発冊子の作成・配布を行っています。

■あいち人権センター利用案内のホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/0000085097.html>

問合せ先

愛知県県民文化局人権推進課	電話 (052) 954-6167-6749
愛知県県民文化局人権推進課（人権相談専用ダイヤル）	電話 (052) 954-6806
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課	電話 (052) 954-6335
愛知県労働局就業促進課	電話 (052) 954-6367